国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(2026年度)

作成日　2026/9/30
最終更新日　2026/9/30

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2026年7月1日
国立大学法人名		国立大学法人総合研究大学院大学
法人の長の氏名		永田敬
問い合わせ先		総務課法規係（046-858-1548　houki1@ml.soken.ac.jp）
URL		https://www.soken.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	【確認の方法】経営協議会委員へ文書による意見照会(意見照会期間2026年8月18日～9月4日）を行った。意見照会の結果を踏まえ、報告書最終公表案を取りまとめた。経営協議会（2026年12月開催予定）において、報告を行うこととしている。 【経営協議会からの意見】特段の意見は無かった。
監事による確認	更新あり	【確認の方法】監事へ文書による意見照会(意見照会期間2026年8月18日～9月4日）を行った。意見照会の結果を踏まえ、報告書最終公表案を取りまとめた。経営協議会（2026年12月開催予定）において、報告を行うこととしている。 【監事からの意見】監事からの意見に基づき、記載内容をより明確にし、具体例を挙げるなど、よりわかりやすい内容とするよう意見があり、対応を行った。
その他の方法による確認		その他の方法による確認は行っていない。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

☑ **当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、**
原則２－2－１～原則２－2－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。

□ **当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。**

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則を、下記に説明する原則を除き、すべて実施している。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		**【原則1-3 自主的・自律的・戦略的な経営（人事、財務、施設等）及び教学運営（教育・研究・社会貢献）の体制構築】** 役員会、経営協議会、教育研究評議会等の適切な権限と責任の下、経営及び教学運営を担う人材を配置している。財務、施設についても、役員会の下に設置した財務・マネジメント委員会において、優先度・予算措置可能性等を確認の上、次年度計画へ反映させるなど、PDCAサイクルに基づき、限られた資源の中で戦略的な資源配分を行っている。なお、総合的な人事方針及び中期的な財務計画は、補充原則③及び④に記載のとおり、本学に適用することは本学の特性上、馴染まない。なお、本学の執行管理の範囲内においては、中期的な財務計画を策定している。
	更新あり	**【補充原則1-3③　総合的な人事方針】** 本学の先端学術院の大半は、各大学共同利用機関等に設置され、また、教員の大半が大学共同利用機関法人等の雇用であり、採用・異動・退職等の人事管理を別法人が行っていることから、総合的な人事方針の策定を本学に適用することは適切ではない。 本学が雇用している教職員のうち、教員については、年齢構成やダイバーシティの確保等を含む人事方針を定めている。職員についても、適切な年齢構成、様々な観点でのダイバーシティの確保に留意して人事を行っているが、職員数が約40名と小規模であることから、これらのすべての観点を満たすことは難しい。 なお、以下に示す三つの計画により人事計画を遂行しており、本年度の女性教員比率は、27.3%、女性管理職比率は、13.4%（うち事務局14.3%）となっている。 ■　国立大学法人総合研究大学院大学における教員人事計画 ■　男女共同参画推進計画 ■　次世代育成支援対策推進法に基づく国立大学法人総合研究大学院大学行動計画 https://www.soken.ac.jp/outline/disclosure/organization/gender/index.html
	更新あり	**【補充原則1-3④　中期的な財務計画】** 本学の先端学術院の大半は、各大学共同利用機関等に設置され、①支出額の一構成部分である人件費についても、教員の大半が大学共同利用機関法人等の雇用であること、②教育研究に係る経費について、本学と大学共同利用機関法人等が負担していることから、大学共同利用機関法人等の収入・支出額を含めた全体の中期的な財務計画の策定を行うことは、本学の特性上、馴染まない。 そのような前提を勘案しつつ、本学が執行管理できる範囲において、一定の要件の下、中期計画において、学生支援に重点を置いた当該期間における予算、収支計画、資金計画を策定し、各年度においても、予算、収支計画、資金計画を策定している。 ■　国立大学法人総合研究大学院大学中期計画 （（別紙）予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画） https://www.soken.ac.jp/outline/plan_evaluation/medium_plan/index.html
		【補充原則1-3⑥ 総合的な人事方針計画及び中期的な財務計画の公表】 ①経営及び教学運営に係る権限と責任の体制、②教育研究の費用及び成果等は、ウェブサイト上で公表している。 総合的な人事方針（職員に係るもの）及び中期的な財務計画は、補充原則1-3③、補充原則1-3④に記載の理由により策定しないため公表しない。
	更新あり	**【原則4-1 法令に基づく情報公開の徹底、及びそれ以外の様々な情報の分かりやすい公表】** 法人経営、教育・研究・社会貢献活動等様々な情報についてウェブサイトを中心に、情報への容易なアクセスを重視している。このほか、公式SNSによる情報発信などにより行っている。教育・研究に係るコストの見える化については、原則4-1補充原則③に記載のとおり、現時点で本学に適用することは本学の特性上、馴染まない。なお、本学の財務状況を分かりやすく説明するために、財務報告書により、事業年度のトピックスに加え、決算から見る本学の学生支援の状況、決算の概要、財務諸表の対前年度比較における主な増減要因及び自己収入等の経年推移を学内外のステークホルダーに対して公表している。 ■　大学ウェブサイト https://www.soken.ac.jp/ ■　公式SNS ・Facebook https://www.facebook.com/SOKENDAI ・YouTube https://www.youtube.com/channel/UC7MuriWACQ7x8SMXFjVRWIg

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

☑ **当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、**
原則２－2－１～原則２－2－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。

☐ **当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。**

記載事項	更新の有無	記載欄
	更新あり	**【補充原則4-1③ 学内における教育・研究に係るコストの見える化】** 本学は、研究と教育が一体となっている博士課程の大学院大学であることに加え、本学の研究科・コースは、統合進化科学コースを除き、各大学共同利用機関等に設置されており、本学のコース運営費と大学共同利用機関法人等の運営費交付金で教育研究に係る経費を負担しているので、国立大学協会において開発されたコスト分析手法に基づく「学内における教育・研究に係るコスト」により明示的に示すことは、制度会計上、困難であるため実施していない。 なお、本学が大学共同利用機関等により学生教育の場を提供しているという特殊性に鑑み、2025年度事業報告書より、大学共同利用機関等の研究機関（基盤機関）の資産状況を公開することで、研究現場の予算規模の実体を示すよう努めている。 また、本学の財務状況を分かりやすく説明するため、毎年度作成する財務報告書においては、財務諸表の概要及び事業年度のトピックスに加え、決算から見る本学の学生支援の状況、決算の概要、財務諸表の対前年度比較における主な増減要因及び自己収入等の経年推移を学内外のステークホルダーに対して公表している。 法人の活動状況や、資金の使用状況等は、各事業年度の業務の実績に関する評価結果、事業報告書、決算報告書、財務諸表及び財務報告書により、ウェブサイト上で公表している。 【公表内容】 ＜法人の活動状況＞ 各事業年度の中期計画進捗状況点検・評価、業務の実績に関する評価結果、事業報告書等に記載のとおりである。 ■　中期計画の進捗状況に関する自己点検・評価等 https://www.soken.ac.jp/outline/plan_evaluation/self_inspection/index.html#ins01 （概要は、原則1-2 補充原則④に記載） ■　評価・監査に関する情報 https://www.soken.ac.jp/outline/disclosure/audit/ ■　事業報告書 https://www.soken.ac.jp/outline/disclosure/financial/ 事業報告書には、全学教育の実施状況や、SOKENDAI 研究派遣プログラムの実施、SOKENDAI特別研究員に向けた研究交流セミナーの実施等について紹介している。 ●全学教育「フレッシュマンコース」の実施：総合教育科目「フレッシュマンコース」は、入学定員 120 名程度の小規模な大学であることを活かして、(1)研究者を目指す全ての人が身につけるべき技術・考えるべき問題を学ぶ、(2)専門分野が異なる他者との繋がりを築くことを主たる目的として、全コースの新入生を対象に入学直後に実施される集中講義である。本コースは、「アカデミア探訪」、「研究者と社会」「研究者のため の“伝える”技術」の３つのセクションから構成されている。葉山キャンパスにおける２泊３日の合宿形式の講義と、オンデマンド講義を組み合わせての形で開催している。 ●SOKENDAI 研究派遣プログラム：本事業は、本学の教育理念である「高い専門性」「広い視野」「国際的な通用性」を持つ研究者 人材の育成を推進するため、海外での短期の研究活動や、将来のキャリア構築につながる国内外での長期の共同研究等に主体的に取り組む学生に対して必要な経費を支援することを目的としている。 ●「SOKENDAI特別研究員に向けた研究交流セミナー」の実施：SOKENDAI特別研究員が自身の研究について自・他コースの教員・学生と議論できる研究交流セミナーを複数のコースが共同で実施する取組を支援する新たな教育事業として、「SOKENDAI 研究交流セミナー」を令和５年度より実施している。 ＜資金の使用状況等＞ 決算報告書、財務諸表及び財務報告書に記載のとおりである。 ■　決算報告書、財務諸表及び財務報告書 https://www.soken.ac.jp/outline/disclosure/financial/ ●財務報告書：本学の財務状況をわかりやすく説明するため、「財務報告書」として、事業年度のトピックスに加え、決算から見る本学の学生支援の状況、決算の概要、財務諸表の対前年度比較における主な増減要因及び自己収入等の経年推移を学内外のステークホルダーに対して公表している。例えば、学生支援の状況として、在籍者の約5割以上が本学の制度を利用していることや、本学の費用全体の約1割以上を学生の経済的支援費用に充当していることを紹介している。また、入学料・授業料免除の実施状況、SOKENDAI特別研究員制度やSOKENDAI 研究派遣プログラムの実施状況についても紹介している。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則１－１ ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋	更新あり	本学のミッションを踏まえ、本学のビジョン・目標・戦略にあたる「機能強化構想」を経営協議会学外委員の意見を聴きながら策定し、構想実現に向けた工程表とともにウェブサイト上で公表している。 また、第４期中期目標期間においても、ビジョンを踏まえて当該期間における中期目標及び中期計画を策定している。 **０．ミッション** 世界最高水準の国際的な大学院大学として学術の理論及び応用を教育研究して、文化の創造と発展に貢献することを理念とする。このような理念に基づき、基礎学術分野において国際的に通用する高度の研究的資質を持つ広い視野を備えた研究者の育成を目的とし、学融合により従来の学問分野の枠を越えた国際的な学術研究の推進並びに学際的で先導的な学問分野の開拓を目指している。 **１．ビジョン及び目標・戦略** 「最先端研究環境をベースに独創的な研究者を育成し、新分野を開拓する大学院大学」というビジョンの下、以下の５つの目標・戦略の実現のため取り組んでいく。 ○特色ある博士課程教育 ・先端研究の現場を活用した教育プログラム ・個の能力に即したカスタムメイド教育プログラム ・社会人学生・留学生受入プログラム ○高い専門性の育成 ・多様な専門教育プログラムの提供 ・各専門分野の最先端研究者による研究指導 ・基盤機関が有する世界最高水準の資料・施設・設備の活用 ○広い視野の養成 ・全学の学生が一堂に会する合宿型授業「フレッシュマンコース」 ・専門分野を跨いで研究交流を行う「SOKENDAI研究交流セミナー」 ○国際的な通用性の涵養 ・国際共同学位プログラム等の構築・実施 ・「SOKENDAI研究派遣プログラム」の実施 ・アカデミック・コミュニケーション教育の実施 ○先導的学問分野の創出 ・専門分野を横断する学際的教育 **２．第４期中期目標・中期計画** https://www.soken.ac.jp/outline/plan_evaluation/medium_plan/index.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則１－２④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等	更新あり	中期計画の進捗状況に関する自己点検・評価に記載のとおり、順調に進捗した旨をウェブサイト上で学内外のステークホルダーに対して公表している。 点検・評価結果を「計画以上に進捗している」とした主な項目は以下のとおりである。 【中期計画】Ⅰ-３-【２】 基盤機関の優れた研究環境を大学院教育の場に活用するとともに、大学共同利用機関等と連携して、若手研究者のキャリアパスと学修支援の強化に取り組む。 【進捗状況、点検・評価結果】RA雇用等による学生一人当たり支援額の、４年目までの平均値は763,068円であり、目標額（50万円以上）を大きく上回っており、外部有識者より「組織的に競争資金の獲得に努め、実っている」との評価を得ている。 【中期計画】Ⅱ-【１】 大学全体としての全学的かつ戦略的な事業の推進を図るため、 学長の適切なリーダーシップの発揮により、全学的視点で基盤機関への予算配分を学生支援に重点を置く方向に見直しガバナンス強化に努める。学長のリーダーシップを適切に機能させるにあたっては、機構等法人等のステークホルダーと密接な連係を行う。 【進捗状況、点検・評価結果】学生支援にかかる学内予算配分額の平均値は約158百万円で あり、昨年度よりも増加傾向にある。また、第３期中期目標期間末の予算額と比して、およそ1.8割増加となっており、外部有識者より「学生支援にかかる学内予算配分額の増加については、計画を大幅に上回っている」との評価を得ている。 【中期計画】Ⅲ - 【１】学内資源配分について、学生支援に重点を置いた最適化を進めるため、効率的かつ弾力的な予算編成と、きめ細かな執行管理に努める。 【進捗状況、点検・評価結果】Ⅱ-【１】に同じ。 ■　中期計画の進捗状況に関する自己点検・評価 https://www.soken.ac.jp/outline/plan_evaluation/self_inspection/index.html
補充原則１－３⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		○経営及び教学運営に係る権限と責任の体制 役員会、経営協議会及び教育研究評議会が、法令・規程に基づき、以下の重要事項を審議し、学長が最終的な決定を行っている。 ・役員会：法人の重要事項の決定 ・経営協議会：経営に関する重要事項の審議 ・教育研究評議会：教育研究に関する重要事項の審議 ■　役員会規則 https://www6.kitei-kanri.jp/hsk/soken/browse.php?action_loadRule&id=11&public_id=2 ■　経営協議会規則 https://www6.kitei-kanri.jp/hsk/soken/browse.php?action_loadRule&id=12&public_id=2 ■　教育研究評議会規則 https://www6.kitei-kanri.jp/hsk/soken/browse.php?action_loadRule&id=13&public_id=2

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則１－３⑥（２） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針	更新あり	本学の先端学術院の大半は、各大学共同利用機関等に設置され、また、教員の大半が大学共同利用機関法人等の雇用であり、採用・異動・退職等の人事管理を別法人が行っていることから、総合的な人事方針の策定を本学に適用することは本学の特性上、馴染まない。 本学が雇用している教職員のうち、教員については、年齢構成やダイバーシティの確保等を含む人事方針を定めている。職員についても、適切な年齢構成、様々な観点でのダイバーシティの確保に留意して人事を行っているが、職員数が約40名と小規模であることから、これらのすべての観点を満たすことは難しい。 なお、以下に示す三つの計画により人事計画を遂行しており、本年度の女性教員比率は、27.3%、女性管理職比率は、13.4%（うち事務局14.3%）となっている。 ■　国立大学法人総合研究大学院大学における教員人事計画 ■　男女共同参画推進計画 ■　次世代育成支援対策推進法に基づく国立大学法人総合研究大学院大学行動計画 https://www.soken.ac.jp/outline/disclosure/organization/gender/index.html
補充原則１－３⑥（３） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画	更新あり	本学の先端学術院の大半は、各大学共同利用機関等に設置され、①支出額の一構成部分である人件費についても、教員の大半が大学共同利用機関法人等の雇用であること、②教育研究に係る経費について、本学と大学共同利用機関法人等が負担していることから、大学共同利用機関法人等の収入・支出額を含めた全体の中期的な財務計画の策定を行うことは、本学の特性上、馴染まない。 そのような前提を勘案しつつ、本学が執行管理できる範囲において、一定の要件の下、中期計画において、学生支援に重点を置いた当該期間における予算、収支計画、資金計画を策定し、各年度においても、予算、収支計画、資金計画を策定している。 ■　国立大学法人総合研究大学院大学中期計画 （（別紙）予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画） https://www.soken.ac.jp/outline/plan_evaluation/medium_plan/index.html
補充原則１－３⑥（４） 及び補充原則４－１③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）	更新あり	○教育研究の費用及び成果等 法人の活動状況や、資金の使用状況等は、各事業年度の業務実績報告書、事業報告書、決算報告書、財務諸表及び財務報告書を作成し、学内外のステークホルダーに対してウェブサイト上で公表している。 なお、本学の財務状況を分かりやすく説明するため、財務報告書により、事業年度のトピックスに加え、決算から見る本学の学生支援の状況、決算の概要、財務諸表の対前年度比較における主な増減要因及び自己収入等の経年推移を公表している。 ＜法人の活動状況＞ 各事業年度の中期計画の進捗状況に関する自己点検・評価、事業報告書に記載のとおりである。 ■　中期目標、中期計画の進捗状況に関する自己点検・評価等 https://www.soken.ac.jp/outline/plan_evaluation/self_inspection/ ■　事業報告書 https://www.soken.ac.jp/outline/disclosure/financial/ ＜資金の使用状況等＞ 決算報告書、財務諸表及び財務報告書に記載のとおりである。 ■　決算報告書、財務諸表及び財務報告書 https://www.soken.ac.jp/outline/disclosure/financial/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則１－４② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針	更新あり	■　法人運営を担い得る人材の育成方針 本学が、小規模組織であることや、基盤となる大学共同利用機関の教員との間に雇用関係が無い特殊事情を踏まえて、教職員には、日常業務を通じて、学長・理事等の業務を補佐させるとともに、本学の基盤組織である大学共同利用機関の教員については、役員と協働して先端学術院やコースの運営に関する全学的なプロジェクトに参画する場を設定することにより、人材を育成する。
原則２－１－３ 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等	更新あり	理事2名、副学長2名（理事と兼務）、執行役3名、学長補佐１名、先端学術院長1名を配置し、意思決定・業務執行体制を整備し、分掌についてウェブサイト等により公表している。 理事の分掌については、山本智理事（経営企画・財務・教育、兼副学長）、久留島典子理事（総務・学生支援・情報、兼副学長）となっている。 将来の法人経営に必要な人材育成を図るため、基盤となる大学共同利用機関の教員に参画を求め、役員と協働して先端学術院やコースの運営に関する全学的なプロジェクトを実施している。 ■　役職員一覧 https://www.soken.ac.jp/outline/organization/executive/
補充原則２－２－１① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等にあたっての考え方や選任理由		該当なし
原則２－３－１ 役員会の議事録		役員会を月１回定期的に開催し、重要事項について審議・決定を行っている。議事録について、日時、場所、出席者、陪席者、審議事項・報告事項、審議の結果及び意見交換の概要を、本学ウェブページにて学内外のステークホルダーに公表している。 ■　主要会議情報　役員会 https://www.soken.ac.jp/outline/disclosure/conference/officer/
原則２－４－２ 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況	更新あり	本学の先端学術院を構成する20コースのうち19コースは、大学共同利用機関等に設置され、本学の大学院担当教員として任命されている教員の大半が大学共同利用機関法人等の雇用であり、採用・異動・退職等の人事管理を別法人が行っている。 このような中で、本学が直接雇用している教職員については、以下の観点により行っている。人材登用の状況については、以下のとおりである。 ○外部の経験を有する人材を求める観点 登用にあたっては、性別・国際性・障害の有無等の観点でのダイバーシティの確保や、外国や外部の機関の経験の有無に留意して行っている。 また、職務記述書（ジョブ・ディスクプリション）を明確化し、公募により広く人材を求め、登用している。 ○人材登用の状況 教員については、外国経験や外国の大学の学位を有する者の登用、職員については他大学・機関との人事交流を行っている。職員については、さらに他大学・機関との人事交流を行うことで多様な経験を有する人材の確保に努めている。男女共同参画推進計画等を定め、女性教員比率は、27.3%、女性管理職比率は、13.4%（うち事務局14.3%）となっている。 ■　男女共同参画基本計画　　https://www.soken.ac.jp/outline/disclosure/organization/gender/index.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則３－１－１① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫	更新あり	○経営協議会の外部委員の選考方針 経営協議会学外委員（19名）には、大学共同利用機関法人等の機構長等のほか、産業界や行政の関係者、国立大学、私立大学出身の有識者や、女性（6名）や外国人（1名）の参画も考慮して、幅広く選考する。 ■　経営協議会委員 https://www.soken.ac.jp/outline/organization/council/ （参考）経営協議会学外委員の内訳 大学共同利用機関法人等の長等　6名 基盤機関の長　4名 私立大学学長　2名 公立大学学長　2名 国立大学名誉教授　1名 産業界関係者　4名 ○外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫 学外委員が役割を十分に果たすために、議題の精選や資料の事前提供等、会議の運営上必要な工夫を行っている。また、学外委員による講演（他大学長による所属大学での取組等）を取り入れることにより、学外の知見を共有し、法人運営に役立てている。 ■　主要会議情報　経営協議会 https://www.soken.ac.jp/outline/disclosure/conference/management/
補充原則３－３－１① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由	更新あり	学長選考・監察会議は、学長選考要綱等に基づき、学長選考基準を定め、以下の経過により、適正に選考を行っている。なお、選考結果、選考過程及び選考理由については、本学ホームページにて公表している。 ■　学長選考　https://www.soken.ac.jp/outline/disclosure/president_nomination/ ○学長に求められる資質・能力 1. 人格が高潔で、学識に優れ、学内外から広く信頼を得ることができる者 2. 任期を通じて、本学の理念を理解し、教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる者 3. 本学の将来構想を明確にし、本学の使命及び社会的責任を果たすために、リーダーシップを発揮することができる者 4. 教育研究及び管理運営における豊かな経験と業績をもとに、公平かつ公正な視点に立って大学運営を行うための、優れたマネジメント能力を有する者 5. 基盤機関及び大学共同利用機関法人等との緊密な連係協力をより一層発展させるため、円滑かつ総合的な合意形成を得ていくための能力を有する者 6. グローバルな視点をもって学術分野の進展を見通し、教育・研究の更なる高度化を通して、人類社会の知的発展に寄与することができる者 ○選考結果及び選考過程（2025年度学長選考） ・学長選考・監察会議委員や各基盤機関等に対して推薦を依頼するとともに、公募を実施し、学長候補適任者の推薦・公募を受け付けた。 ・推薦された者（１名）について、学長選考基準（学長に求められる資質・能力）を満たしていることの審査を行い、推薦代表者からの推薦理由説明を踏まえ、当該学長候補適任者を第1次学長候補適任者として決定した。 ・第1次学長候補適任者（1名）について、推薦時に提出された選考資料等により、経歴及び教育研究業績等の審査を行い、学長選考・監察会議への出席を求め、意見聴取を実施し、当該第１次学長候補適任者を第2次学長候補適任者として決定した。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		・学長選考・監察会議委員による意見交換を踏まえ、要綱第9条第1項及び国立大学法人総合研究大学院大学学長選考内規の規定により、現学長を学長候補者に決定した。 ○選考理由（2025年度学長選考） 学長に求められる資質・能力を踏まえ、選考資料、推薦代表者からの推薦理由説明、被推薦者への意見聴取等の結果を総合的に判断した結果、現学長が、リーダーシップと優れたマネジメント能力を発揮して法人を運営するとともに、大学共同利用機関及び大学共同利用機関法人等の研究機関（基盤機関）との連係協力の下、運営を行うという本学の特殊性に鑑み、基盤機関等との緊密な連係及び協力を得て、教育研究の水準をより一層向上させる者として、次期学長に最も適していると考え、学長候補者に決定した。
補充原則３－３－１③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		学長任期規程に基づき、学長の任期を1期６年とし、学長選考・監察会議が必要と認めるときは、引き続き１回に限り再任を可能としている。一方で、任期の長期化による弊害も認識しており、例えば業務の継続性から必要と思われる場合や、事故等により学長が不在となった際にその後任者の任期は前学長の残任期間となり短期間になることも想定できるため、１回に限って再任できるようにしている。ただし、この場合であっても、第１期目の任期満了とともに、学長選考要綱に基づき、学長選考・監察会議が改めて学長候補適任者の中から学長候補者の選考を行うこととしている。これらの情報については、ウェブサイトに公表している。 ■　学長任期規程 https://www6.kitei-kanri.jp/hsk/soken/browse.php?action_loadRule&id=15&public_id=2 ■　学長の任期について https://www6.kitei-kanri.jp/hsk/soken/browse.php?action_loadRule&id=640&public_id=2
原則３－３－２ 法人の長の解任を申し出るための手続き		学長解任申出要綱に基づき、学長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき、学長に職務上の義務違反があるときなどについては、学長選考・監察会議委員の３分の１以上の委員の解任の請求等により審査を行い、委員の３分の２以上の議決により、解任の申出を決定することししている。また、学長の職務執行状況に係る報告があった場合について、要綱により対応を定め、ウェブサイトに公表している。 ■　学長解任申出要綱 https://www6.kitei-kanri.jp/hsk/soken/browse.php?action_loadRule&id=334&public_id=2 ■　学長の職務執行状況に係る報告等に関する要綱 https://www6.kitei-kanri.jp/hsk/soken/browse.php?action_loadRule&id=616&public_id=2
補充原則３－３－３② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果	更新あり	毎事業年度、学長の業務執行状況について、当該期間における取組実績や中期目標・中期計画の達成に向けた取組状況に基づき確認を行い、今後の法人運営について各委員が助言を行っている。そして、業務執行状況について総合的に検討し、適切に執行されていることを確認した上で、学長にその旨を提示し、本学のウェブサイト上に公表している。 ■　学長の業務執行状況の確認結果 https://www.soken.ac.jp/outline/disclosure/president_status/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則３－３－４ 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由		以下のとおり選出し、その内容をウェブサイト上に公表している。 〇経営協議会選出委員 学外の多様な意見を会議運営に反映させるため、委員の高い見識・経験を考慮の上、学長選考・監察会議における議論の継続性や委員の経歴・分野等のバランスを勘案し、経営協議会の審議により８名を選任している。 〇教育研究評議会選出委員 学内の多様な意見を会議運営に反映させるため、委員の高い見識・経験を考慮の上、学長選考・監察会議における議論の継続性や委員の研究分野、所属機関等のバランスを勘案し、教育研究評議会における審議により８名を選任している。 ■　学長選考・監察会議委員　委員選任方法について https://www.soken.ac.jp/outline/disclosure/president_nomination/
原則３－３－５ 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		国立大学法人法第10条第4項は、国立大学法人が二以上の国立大学を設置する場合や、管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合には、大学総括理事を置くことができると規定している。しかし、本法人においては、経営力の強化や教学ガバナンスの強化という観点から、大学総括理事を置く特別の事情や状況にない。
基本原則４及び原則４－２ 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		内部統制推進規則等に基づき、内部統制推進委員会及び内部統制推進室（注）を設置し、毎事業年度終了後、各部局に内部統制推進の実施状況の報告を求め、必要に応じて改善策の検討を行うなど内部統制システムを運用し、継続的に見直しを図っている。 ■　内部統制推進規則 https://www6.kitei-kanri.jp/hsk/soken/browse.php?action_loadRule&id=368&public_id=2 （注）内部統制推進室 事務局長及び各課室長等で構成。内部統制推進の立案、実施及び実施状況の把握、業務実施の障害となる要因に関する識別、分析及び評価にあたる。
原則４－１ 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫	更新あり	法人経営、教育・研究・社会貢献活動等様々な情報についてウェブサイトを中心に、情報への容易なアクセスを重視している。このほか、公式SNSによる情報発信などにより行っている。教育・研究に係るコストの見える化については、原則4-1補充原則③に記載のとおり、現時点で本学に適用することは本学の特性上、馴染まない。なお、本学の財務状況を分かりやすく説明するために、財務報告書により、事業年度のトピックスに加え、決算から見る本学の学生支援の状況、決算の概要、財務諸表の対前年度比較における主な増減要因及び自己収入等の経年推移を学内外のステークホルダーに対して公表している。 ■　大学ウェブサイト https://www.soken.ac.jp/ ■　公式SNS ・Facebook https://www.facebook.com/SOKENDAI ・YouTube https://www.youtube.com/channel/UC7MuriWACQ7x8SMXFjVRWIg

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則４－１① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況	更新あり	法人経営、教育・研究・社会貢献活動等様々な情報についてウェブサイトを中心に、情報への容易なアクセスを重視している。多様な関係者が容易にアクセスできるよう、本学ウェブサイトの構造をできるだけ簡素なものとするとともに、基盤機関ウェブサイトとの連結を重視したデザインとしている。このほか、公式SNSによる情報発信を積極的に行っている。 ■ 大学ウェブサイト https://www.soken.ac.jp/ ■ 公式SNS ・Facebook https://www.facebook.com/SOKENDAI ・YouTube https://www.youtube.com/channel/UC7MuriWACQ7x8SMXFjVRWIg

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則４－１② 学生が享受できた教育成果を示す情報		○学生が身に付けることができる能力 世界最高水準の国際的な大学院大学として学術の理論及び応用を教育研究して、文化の創造と発展に貢献することを理念として、基礎学術分野において国際的に通用する高度の研究的資質を持つ広い視野を備えた研究者を育成している。 学生が修得できる知識及び能力を示すディプロマ・ポリシー、この知識や能力を修得するために必要な教育課程の編成等の基本的な考え方を示すカリキュラム・ポリシー、並びに入学者受入れ方針を示すアドミッション・ポリシーを定めている。 ■　総合研究大学院大学の教育の目標と方針 https://www.soken.ac.jp/education/policy/ ○学生の進路状況 課程修了者及び単位取得退学者の概ね半数を超える者が、研究職又は専門職・技術職に従事している。 ■　修了生進路状況 https://www.soken.ac.jp/outline/dbook/career/ ○学生の満足度 在学生・修了生・修了時アンケート調査結果を、ウェブサイト上で公表している。これらのアンケートは、在学生や修了生から意見聴取することにより、本学の教育研究活動に対する満足度や要望等を汲み取るとともに、本学の目的及び学位授与方針に則した学修成果が得られているかを点検するために毎年実施しているものである。さらに、アンケート結果を本学の改善に活かし、本学の教育研究活動の質の維持・向上に役立てるとともに、高等教育機関としての活動の状況を広く知っていただくために公表するものである。 ■　学生アンケート調査結果（在学生、修了時、修了生） https://www.soken.ac.jp/outline/dbook/std_survey/
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.soken.ac.jp/outline/disclosure/ ■　医療法施行規則第7条の2の２及び同規則第7条の3に規定する情報 該当なし ■　医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 該当なし